

杵築市立図書館大型絵本および大型紙芝居館外利用要項

(趣旨)

第1条 杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館管理規則第13条の規定に基づき、杵築市立図書館所蔵の大型絵本および大型紙芝居の館外利用について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 大型絵本および大型紙芝居を館外利用することができる者は、次の各号に掲げる要件を具備する個人又は団体とする。

- (1) 杵築市立図書館利用者カードの交付を受けており、そのカードが有効であること。
- (2) 使用目的が教育及び文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 資料の利用により、その活動に多大の効果が見込まれ、かつ、その利用に継続性があること。
- (4) 使用場所が、館外の市内公共施設・市内教育施設・市内法人施設等であること。

(貸出冊数及び貸出期間)

第4条 資料の貸出冊数は、大型絵本と大型紙芝居を合わせて5冊、貸出期間は7日間とする。

(貸出手続)

第7条 資料の貸出を希望する者は、別紙「杵築市立図書館大型絵本および大型紙芝居館外利用申込書」に必要事項を記入し提出すること。

- 2 個人への貸出は本館のみとする。団体は、山香図書室又は大田図書室でも借りることができる。この場合、貸出日の3日前までに本館に連絡すること。(連休等例外あり)
- 3 貸出は、開館時間中に限る。
- 4 予約は、貸出1ヵ月前以降に限る。

(貸出の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料の貸出を行わない。

- (1) 専ら営利を目的として利用すると認められるとき。
- (2) 資料を滅失し、または損傷する恐れがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が貸出を不相当であると認めたとき。

(返却)

第9条 資料は、本館・山香図書室・大田図書室で返却する。

(遵守義務)

第10条 資料の貸出を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって資料を管理すること。

- (2) 資料を第三者に譲渡し、又は貸出を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 貸出期間内に返却すること。(延長不可)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長から指示されたこと。

(貸出の取消し等)

第11条 資料の貸出を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料の貸出を取り消し、制限し、若しくは停止し、又は貸出した資料の返却を命じることができる。

- (1) 前条に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (2) この要項又はこれに基づく指示に違反したとき。

(賠償)

第12条 資料の貸出を受けた者は、当該資料を破損し、又は紛失したときは、館長が指示する方法により、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要項は、平成31年3月18日から施行する。

別紙

杵築市立図書館大型絵本および大型紙芝居館外利用申込書

杵築市立図書館長 様

	申込日	年	月	日
登録者名				
カード番号				
使用場所	施設名			
	所在地	杵築市		
使用目的	(できるだけ詳しく記入してください。)			
参加人数 (見込み)	人			
使用日	年 月 日()			
受取日	年 月 日() ※受取日の翌日から数えて7日目が返却期限です。			
受取館(室) ※団体のみ選択	(個人登録の方の受け取りは杵築本館です。) 杵築本館 ・ 山香図書室 ・ 大田図書室			
資料名				
備考	(紙芝居の舞台の貸出希望等があれば、こちらに記入してください。)			

職員 確認欄	貸出 確認	貸出日	処理者	返却 確認	返却日	処理者

(この登録申込書で採取した個人情報は、図書館利用者登録のみに使用し、その他の目的では使用いたしません。)